

答 申 第 3 9 号
平成 2 6 年 3 月 4 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県個人情報保護審議会
会 長 日 野 直 彦

個人情報の取扱い原則の例外事項について（答申）

平成 2 6 年 2 月 7 日付け 2 4 9 1 2 - 1 3 7 2 で諮問のあった標記について、その理由や必要性等を審議した結果、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

「目的外利用・提供の制限」の例外事項（条例第 9 条第 2 項第 7 号関係）について

諮問のあった事項については、目的外で提供することに相当の理由があると判断され、妥当なものと認められる。